## 令和3年度報酬改定等の概要(相談支援)

厚生労働省のホームページ「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」に掲載されている、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」から相談支援に関係する主な改定項目を 抜粋したものです。関連資料も併せてご確認ください。

#### (関連資料)

- OI\_【厚生労働省】R3障害福祉サービス等報酬改定の概要(相談支援抜粋)
- 02 改訂された基準、通知等の項目
- 03\_令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.I
- 04\_令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2

### I 主な改定項目

※()のページ数は、関連資料OIのものです。

#### 1. 横断的な事項

- (1) ピアサポートの専門性の評価 (P.10~)
  - ・ピアサポート体制加算の創設(研修等の要件有)

参考:03\_令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.I(問4~問7)

- (2) 感染症や災害への対応力の強化 (P.11~)
  - ① 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の義務化(3年間の経過措置)
  - ② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化(3年間の経過措置)
  - ③ 新型コロナウィルス感染症への対応に係る特例的な評価 新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費を踏まえ、基本報酬に 0.1%上乗せ(令和3年9月末まで。)
  - ※10月以降については、『9月28日付け事務連絡「感染防止対策の継続支援」の周知について』を参照。詳細は今後示されます。〕
- (3)経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し(P.12~)
- (4) 障害者虐待防止の更なる推進 (P.14~)

令和3年度努力義務化 →令和4年度義務化

[現行] ①従業者への研修実施(努力義務)

②虐待の防止等のための責任者の設置 (努力義務)

[見直し後] ①従業者への研修実施(義務化)

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(義務化(新規))
- ③虐待の防止のための責任者の設置 (義務化)

- (5) 人員基準における仕事と育児や介護との両立支援への配慮等 (P. 16~)
  - ①「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和
  - ②運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を求める
- (6)業務効率化を図るためのICTの活用~オンライン会議でも可能を明確化(P.19~) (相談支援関係)
  - ①感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会
  - ②虐待防止のための対策検討委員会
  - ③サービス担当者会議・事例検討会等
- (7) 地域区分の見直し (P.21~)
  - ・羽曳野市 障害児 5級地 → 6級地 障害者 変更なし 6級地

### 2. 相談系サービス(計画相談支援、障害児相談支援)

- (1) 特定事業所加算の廃止、機能強化型サービス利用支援費の創設 (P.51~)
  - ①特定事業所加算IVの配置基準(常勤専従の相談支援専門員2名以上配置)を緩和した機能強化型サービス利用支援費IVを創設(2人のうち1人以上が常勤専従)
  - ②特定事業所加算 I を主任相談支援専門員配置加算として独立
  - ③複数事業所の協働体制を評価
  - ④従たる事業所の設置を認める
- (2) サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価 (P.53~)
  - ・初回加算の拡充
- (3) 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価(P.54~)
  - ・集中支援加算の新設
- (4) 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価 (P.54~)
  - ①居宅介護支援事業所等連携加算の拡充(計画相談支援)
  - ②保育、教育等移行支援加算の創設 (障害児相談支援)
- (5) 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進 (P.55~)
  - ・加算要件となる業務挙証書類は相談支援台帳等に記載・保管することで足りる
  - ※参考:04\_令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(問28)

# 3. 資料に掲載されていない改定事項

- (1)作成、保存すべき書類を書面に代えて電磁的記録により行うことができる (令和3年7月1日施行)
- (2) 重要事項等の掲示をファイル等の閲覧に代えることができる
- (3) 運営規程及び重要事項説明書で従業者の員数を「○人以上」と記載してもよい